

芽室町都市計画税条例改正案の概要

税目 都市計画税

改正項目	関係条項	改正の内容	適用年月日	摘要
1 宅地等に対して課する都市計画税の特例	法第702条 法附則第18条 条例附則第4項	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度の課税標準額が増加する土地について、令和3年度に限り令和2年度の課税標準額に据え置く特例措置を設ける。 	令和3年4月1日	
2 農地に対して課する都市計画税の特例	法第702条 法附則第19条 条例附則第10項	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度の課税標準額が増加する土地について、令和3年度に限り令和2年度の課税標準額に据え置く特例措置を設ける。 	令和3年4月1日	